

独立行政法人勤労者退職金共済機構平成 29 事業年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 29 日付けをもって厚生労働大臣から認可を受けた独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画（第 3 期）に定めた事項を実施するため、同法第 31 条の定めるところにより、独立行政法人勤労者退職金共済機構平成 29 事業年度計画（計画期間平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）を次のとおり定める。

平成 29 年 3 月 31 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
理事長 水野 正望

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な業務実施体制の確立等

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。

- ① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。
- ② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。
- ③ 適切な情報セキュリティ体制の構築を行った上で、次期中期計画策定に向けて、会議の電子化・ペーパーレス化など、効率的な業務推進体制の検討（BPR）を開始する。
- ④ 次期中期計画策定に向けて、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の電算システムの再構築に関する検討を開始する。

2 中期計画の定期的な進行管理

- ① 平成 28 事業年度計画の実績報告の内容の周知を図るとともに、平成 29 事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、次期中期計画に向けた職員の更なる意識改革を図る。
- ② 「業務運営・推進会議」を 5 回開催し、平成 28 事業年度計画の実績報告の検証及び平成 29 事業年度計画の進捗状況等の検証を行う。
- ③ 中退共事業及び建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。

- ④ 次期中期目標の策定に向け、中期目標の冒頭に記載されることとなる法人の役割（ミッション）の内容の共有を含め、主務大臣（担当局長）と十分に意思疎通を図る。

3 内部統制の強化

① 財務報告等の信頼性

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づいて、監事の監査、会計監査人の監査を受ける等により、財務報告等の信頼性を確保する。

② 法令等の遵守

役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者の参加を得て、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を開催し、機構全体のリスクを鳥瞰し対策を講じるために作成したリスクマップについて、新たな項目の追加等の更新を行うとともに、リスク低減策を継続的に検討する。あわせて、コンプライアンスの推進に努める。

また、契約の適正な実施について、「契約監視委員会」によるチェックを受ける。

③ 業務の有効性及び効率性

「資産運用委員会」を随時開催し、資産運用について、外部の専門家である資産運用委員による管理を行う。（詳細は、第3のIの2「健全な資産運用等」参照）

「情報セキュリティ委員会」を開催し、機構における情報セキュリティ対策について、検討・審議を行う。

システムを利用する業務の割合が高い機構の特性に鑑み、「システム化委員会」を開催して、情報セキュリティの確保を前提としたシステム化について、機構全体として計画的・整合的に推進し、最適化を図る。

機構の情報システムに関して助言等を行うCIO補佐官による業務の実施状況について報告を聴取する「CIO補佐官報告会」を、サイバーセキュリティ分野の専門家である学識経験者を委員として招請して、開催する。

「業務運営・推進会議」において、平成28事業年度計画の実績報告の検証及び平成29事業年度計画の進捗状況等の検証を行う。（再掲）

業務の適正・効率化を図るため、監事の監査に加えて、内部監査規程及び内部監査年度計画に従って、機構の各業務について監査室による内部監査を適切に実施する。

これらの結果を、業務運営の改善に反映させ、機構におけるPDCAサイクルの徹底を図る。

4 情報セキュリティ対策の推進

機構では、被共済者の個人情報を大量に保有しているが、個人情報を狙ったサイバー攻撃は、益々巧妙化しつつ増勢を強めており、情報セキュリティ対策は最重要課題の一つとなっている。このため、政府の情報セキュリティに関する方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を構築するとともに、実施状況を多面的・継続的にモニタリングし、施策の実効性を確保する。

具体的には、個人情報を含む業務情報の保護を図るため、以下のとおり、サイバー攻撃対策を中心に、組織体制面、設備面、運用面にわたって、多面的な施策を継続的に実施する。

(1) 組織体制面

- ① 情報セキュリティ関連の情報収集・発信団体との情報ルートを最大限活用し、会合に積極的に参加するなどにより、情報収集・意見交換を実施する。
- ② 保守受託事業者と定期的に情報・意見交換を行う（ハード、ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手）。
- ③ 「情報セキュリティ委員会」を開催し、機構における情報セキュリティ対策について検討・審議する。（再掲）
- ④ 「CIO補佐官報告会」に、サイバーセキュリティ分野の専門家である学識経験者を委員として招請、最新情報に基づく情報セキュリティに関する助言・指導を受ける。（再掲）
- ⑤ 「システム化委員会」において、機構内の全てのシステム化案件について、情報セキュリティ面での問題がないことを網羅的にチェックする。（再掲）

(2) 設備面

サイバー攻撃への防御機能やインシデント発生時の対応能力強化など、セキュリティ強化のために、システム、機器及びソフトウェアの整備を推進する。

(3) 運用面

- ① 外部機関の活用による情報セキュリティ監査、本部における内部監査、支部に対する監査（5件程度予定）等のモニタリングを通じて、多面的、多層的な点検を継続的に実施し、情報セキュリティ施策の徹底・浸透を推進する。
- ② 研修・訓練（職員を対象とした情報セキュリティ研修、個人情報漏えい防止のための研修、標的型メール訓練、インシデント発生訓練）の実

施等により、サイバー攻撃への防御力と、インシデント発生時の対応力を強化する。

5 業務運営の効率化に伴う経費節減

(1) 一般管理費及び業務経費

一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適正な執行を行う。

(2) 人件費

総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

(3) 契約の適正化の推進

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。なお、業務の質の確保が重要となる案件については、総合評価落札方式を活用する。

- ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。
- ② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックができるよう必要な情報提供を行う。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I 退職金共済事業

1 確実な退職金支給のための取組

(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組

第2期中期計画及び第3期中期計画における未請求者縮減対策の実施状況等を検証し、第4期中期計画の策定に向けて、厚生労働省と対策の方向性や目標設定の考え方について検討を行う。

イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策

従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成29年度においては、以下の取組を行う。

i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知する。

ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。

iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所等の記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。

iv) 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者に対して、前記iii)の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。

v) その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、再度請求手続を要請する。

vi) iv及びvにおいて住所不明等の理由により請求手続を要請することが不可能である場合は、取得している個人情報を利用し、住民基本台帳ネットワークの活用により把握した住所情報を用いて、請求手続を要請する。

vii) 前記i)～vi)の取組について成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。

ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策

既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できており、か

つ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。

ハ 周知の徹底等

- i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、順次追加掲載する。
- ii) ホームページに未請求に関しての注意喚起文を、年間を通して掲載する。
- iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。

ニ 調査、分析

これまでに行った未請求対策による効果の検証、加入事業所及び被共済者に対する調査結果等により未請求原因の分析を行い、その後の対応策に反映させる。

(2) 特定業種退職金共済事業

- ① 建退共事業における過去3年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等

イ 確実な退職金支給のための取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。
- iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながら、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。
- iv) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。
- v) 被共済者の年齢、共済手帳の更新時期等を勘案しつつ、業界を引退している可能性の高い者に対して退職金の請求手続をとるよう要請する。
- vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払

い漏れを防止する。

- vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。
- viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。
- ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。

ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策

以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。

新たな掛金納付方式の導入に関して、その実効性を検証するための実証実験を開始し、具体的な仕組みの詳細、開発・運用のためのコスト等について検討するとともに、加入促進・履行確保のための実効ある施策の具体化等について検討する。

ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組

- i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。
- ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。
- iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請する。

② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組

イ 確実な退職金支給のための取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。

- iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながら、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。
 - iv) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。
 - v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。
 - vi) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。
- ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策
- 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。
- 被共済者の就労状況等を把握するため実態調査を実施し、その結果や制度の規模の見通し等も踏まえ、運営委員会等において制度の中長期的なあり方について次期財政検証に向けた検討を行う。

③ 林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組

イ 確実な退職金支給のための取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。
- iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながら、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。
- iv) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できて

いる被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。

v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。

vi) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。

ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策

以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。

2 サービスの向上

(1) 業務処理の簡素化・迅速化

① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。

② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。

i) 中退共事業においては、受付から 25 日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）

ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内

(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上の Q & A に反映するなど回答の標準化等を図る。また、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。

② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターにおいて顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。

- ③ ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。
- ④ ホームページを活用した機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、閲覧者の使いやすさの観点から、適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供する。

(3) 積極的な情報の収集及び活用

- ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を2回以上開催し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。
- ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載する。
- ③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度のあり方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。

3 加入促進対策の効果的実施

(1) 加入目標数

平成 29 年度における新たに各退職金共済事業に加入する被共済者数の目標を、次のように定める。

- ① 中退共事業においては 324,000 人
 - ② 建退共事業においては 101,000 人
 - ③ 清退共事業においては 120 人
 - ④ 林退共事業においては 2,100 人
- 合計 427,220 人

※ なお、林退共事業については、林業における新規就業者の状況、最近の新規加入者数の推移等を踏まえ、目標達成に向けた取組を行う。

(2) 加入促進対策の実施

中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。

なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。

また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼する。

① 広報資料等による周知広報活動

イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、支部、コーナー等)に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディアを活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。

また、中退共事業及び建退共事業においては、制度紹介用動画をホームページ及び You Tube 上で配信する。

ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

また、建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。

ハ 10月の加入促進強化月間を中心に、マスメディアを活用した広報を実施する。

ニ 建退共事業においては、工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。

② 個別事業主に対する加入勧奨等

イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等と連携を図り、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。

特に中退共事業においては、職員及び普及推進員等が、無料相談の対象地域において訪問活動を実施し、併せて未加入事業所を対象として機構主催の制度説明会を開催する。また、制度説明会参加事業所や既加入事業主に対するフォローアップを行う。

ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り、個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行う。

i) 企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、更なる復託先の拡大を依頼するなどの働きかけを行う。

ii) 既加入事業主に対して、追加申込書を配布するなどして追加加入促

進を実施する。

- iii) 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）での加入促進を強化する。
 - iv) 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。
 - v) 厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。
- ハ 建退共事業においては、未加入事業主に対し、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。
- ニ 清退共事業においては、
- i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行う。
 - ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。
 - iii) 経営譲渡等により未加入となった事業所に対し、加入勧奨を行う。
- ホ 林退共事業においては、
- i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行う。
 - ii) 関係事業主団体の名簿により、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。

③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

〈中退共事業〉

- i) 厚生労働省の関係機関が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。
- ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。
- iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。
- iv) 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催する、ベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依頼するなど、制度の周知広報を行う。

〈建退共事業〉

- i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。
- ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。
- iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。
- iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。

〈清退共事業〉

- i) 厚生労働省及び都道府県労働局等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。
- ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。

〈林退共事業〉

- i) 厚生労働省及び都道府県労働局等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。
- ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。

④ 集中的な加入促進対策の実施

イ 厚生労働省、国土交通省、林野庁及び中小企業庁の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行う。

- i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布
- ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施
- iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開
- iv) 中退共事業においては、月間をより効果的なものとするため、6月をサブ月間と位置づけ、関係機関に対して役員等による加入促進協力依頼及び広報誌等への記事掲載依頼を行う。

ロ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。

〈中退共事業〉

- i) 未加入事業所に対する個別訪問による加入促進及び既加入事業所の追加加入促進の実施
- ii) 未加入事業所を対象とした制度説明会の開催

- iii) You Tube 上での動画広告等新しい媒体を活用した施策を実施する。
- iv) 他機関との協力・連携の強化を図る。
- v) アンケート等により施策の実効性を点検し、必要な修正や新たな施策の導入を行う。

〈建退共事業〉

- i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催
- ii) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施
- iii) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布
- iv) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施

〈清退共事業〉

- i) 酒造組合及び杜氏組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底
- ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼

〈林退共事業〉

林業関係団体との連携強化を図り、林退共事業の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施

⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施

- イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。
- ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。
- ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。
林業大学校等において、将来の林業就労者に対して林退共制度についての周知活動を実施する。

⑥ 存続厚生年金基金からの移行促進

厚生労働省の協力を得て、存続厚生年金基金から中退共事業への移行を促進するため、基金事務局等に周知広報を実施するとともに、関係機

関等と連携を図る。

⑦ 特定退職金共済事業廃止団体からの移行促進

特定退職金共済事業（特退共）実施団体が、廃止した特退共から中退共事業への移行を促進するため、特退共実施団体等と連携を図る。

II 財産形成促進事業

1 融資業務について

融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、厚生労働省及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定等に資する融資を行う。

また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。

さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。

2 周知について

① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。

② インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。

③ 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、20万件以上を目指す。

④ 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。特に、平成29年度も継続実施する中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置や子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置についての周知を行う。

- ・ 行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図る。
- ・ 地方公共団体等（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。
- ・ 事業主団体と連携をとり、個別事業所を集めた各種説明会や周知相談

の実施等により財形制度の普及促進に取り組む。

- ・ 企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。
- ⑤ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。
また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを6,000か所以上に送付することを目指す。
- ⑥ 上記各施策の費用対効果、実効性を点検し、継続的に内容の見直しを実施する。

3 勤労者財産形成システムの再構築

平成28年度において再構築を行った勤労者財産形成システムについて、平成29年度は適切な保守管理を行い安定した運用を図る。

第3 財務内容の改善に関する事項

I 退職金共済事業

1 累積欠損金の処理

累積欠損金が生じている林退共事業においては、平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に基づき、平成26年12月3日の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会（以下「労政審中退部会」という。）のとりまとめで示された林退共制度の4つの改善策の成果、とりまとめの前提となった環境の変化、基本ポートフォリオの見直し等による収支、損益の見通し等を踏まえ、累積欠損金の解消に向けた取組を行う。

2 健全な資産運用等

- ① 各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い、必要があればその見直しを行う。

<中退共事業>

- イ 次期中期計画に向けてリスクテイク体制の強化の検討に着手する。
- ロ マネジャー・ストラクチャー
 - ・ 新基本ポートフォリオに沿った運用を実現しつつ、委託先のパフォーマンスを最大限に引出す体制を構築する。
- ハ 労政審中退部会との情報共有

- ・ 労政審中退部会における付加退職金制度（累積剰余金の目標値を含む）、予定運用利回り等に関する議論・判断に資する情報を提供する。その場合、厚生労働省機構担当課長をブリッジ役とし、資産運用委員会の場も活用する。

<建退共事業・清退共事業>

ニ 基本ポートフォリオの検証

- ・ 最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性の検証を行い、必要があればその見直しを行う。

<林退共事業>

ホ 合同運用結果の総括

- ・ 国債利回り等、運用環境の変化を踏まえた合同運用と単独運用の得失を整理する。

- ② 「資産運用企画会議」については、引き続き案件に応じて持ち回り開催と合同部会とを使い分け、効率的な運営と、機構内の資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。

なお、合同部会には、情報共有の観点から、中退共、特退共に関らず、引き続き理事長と全理事が参加する。

- ③ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に報告する平成 28 年度の運用結果の内容について、四半期報告との重複を避けつつ、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているか、および経済・金利情勢に対応しているかを判定するための、適切な判断材料が提供できるよう、見直しを行う。

また、対外公表内容についても、透明性向上の観点から見直しを行う。

- ④ 各退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、「資産運用委員会」に毎四半期報告するとともに、ホームページを通じて対外公表する。

なお、運用状況の妥当性について適確な判断材料を提供するため、随時、報告内容の見直しを行う。

- ⑤ 厚生労働省に対しては、退職金共済事業の予定運用利回り等の検討に資するよう、各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を、定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。

II 財産形成促進事業

財形融資については、効果的な普及啓発活動により当年度貸付額の確保を図りつつ、適正な貸付金利の設定等により、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。

また、債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等を行い、適切な管理に努める。

III 雇用促進融資事業

雇用促進融資の債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等による債権の適切な管理、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に係る適切な指導や必要に応じた法的措置の実施等による債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行う。

第4 その他業務運営に関する事項

1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について

退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。

- ① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。
- ② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して、直接財形制度導入の勧奨を行うとともに、3,000件以上に資料を送付する。
- ③ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を1,000件以上送付する。
- ④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付するとともに制度の概要の説明を行う。
- ⑤ 主要労働局が主催する就職説明会への参加中小企業のうち、中退共制度・財形制度を導入していない事業主に対して直接勧奨を行う。

2 災害時における事業継続性の強化

災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。

第5 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

- ① 機構総括 別紙－1 のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙－2 のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙－3 のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙－4 のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5 のとおり
- ⑥ 財形勘定 別紙－6 のとおり
- ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7 のとおり

2 収支計画

- ① 機構総括 別紙－8 のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙－9 のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙－10 のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙－11 のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－12 のとおり
- ⑥ 財形勘定 別紙－13 のとおり
- ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－14 のとおり

3 資金計画

- ① 機構総括 別紙－15 のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙－16 のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙－17 のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙－18 のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－19 のとおり
- ⑥ 財形勘定 別紙－20 のとおり
- ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－21 のとおり

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

- ① 中退共事業においては 20 億円
- ② 建退共事業においては 20 億円
- ③ 清退共事業においては 1 億円
- ④ 林退共事業においては 3 億円
- ⑤ 財形融資事業においては 600 億円
- ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円

2 想定される理由

- ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。
- ② 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため。
- ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。
- ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

なし

第9 職員の人事に関する計画

方針

- ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。
- ② これまでの研修結果を踏まえ、上級管理職のマネジメント能力向上研修の充実を含む「平成29年度研修計画」を策定、実施する。
- ③ 人事評価を踏まえた適材適所の機構内の人事異動を行う。特に人材育成の観点から幅広く経験を積めるよう、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を行う。
- ④ 職員の労働時間について、業務量等に応じた適切な人員配置、業務配分の適正化、業務の外部委託を含めた業務の進め方の見直しの検討などにより、職員間の均衡を図り、超過勤務時間縮減に取り組む。

第10 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。

- ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
- ② 前記①の業務に附帯する業務
- ③ 財産形成促進事業
- ④ 雇用促進融資事業

予算（平成29年度）

[別紙1]

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	給付経理	特別給付経理	融資経理	財形勘定	雇用勘定	勘定共通	セグメント間相殺	計
収 入	474,481	752	0	225,544	331	8,820	△7,408	702,521
運営費交付金収入	-	-	-	-	32	-	-	32
給付経理より受入	-	-	-	-	-	7,408	△7,408	-
国庫補助金収入	6,960	-	-	-	65	1,412	-	8,437
業務収入	465,047	752	0	225,536	235	0	-	691,569
掛金等収入	439,323	655	-	-	-	-	-	439,978
運用収入等	25,723	97	0	-	-	0	-	25,821
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	225,536	-	-	-	225,536
雇用促進融資業務収入	-	-	-	-	235	-	-	235
業務外収入	9	0	0	8	-	0	-	17
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	594	-	-	-	-	-	-	594
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,779	-	-	-	-	-	-	1,779
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1	-	-	-	-	-	-	1
林業退職金共済事業等勘定より受入	91	-	-	-	-	-	-	91
支 出	462,784	1,883	0	226,228	1,800	8,820	△7,408	694,107
退職給付金等	450,110	1,629	-	-	-	-	-	451,739
業務経費	3,042	14	0	225,864	1,768	6,320	-	237,008
退職金共済事業関係経費	-	-	-	-	-	6,320	-	6,320
運用費用等	3,042	14	-	-	-	-	-	3,056
業務委託手数料	-	-	0	-	-	-	-	0
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	225,864	-	-	-	225,864
雇用促進融資業務経費	-	-	-	-	1,768	-	-	1,768
一般管理費	-	-	-	156	14	81	-	251
人件費	-	-	-	208	18	2,420	-	2,645
業務経理へ繰入	7,169	239	-	-	-	-	△7,408	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,861	-	-	-	-	-	-	1,861
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	582	-	-	-	-	-	-	582
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	1	-	-	-	-	-	-	1
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	20	-	-	-	-	-	-	20

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（平成29年度）

[別紙2]

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	融資経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
収 入	412,823	0	5,368	△4,268	413,923
運営費交付金収入	-	-	-	-	-
給付経理より受入	-	-	4,268	△4,268	-
国庫補助金収入	5,880	-	1,100	-	6,981
業務収入	405,081	0	-	-	405,081
掛金等収入	385,485	-	-	-	385,485
運用収入等	19,597	0	-	-	19,597
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	-	-
雇用促進融資業務収入	-	-	-	-	-
業務外収入	-	0	0	-	0
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	-	-
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,774	-	-	-	1,774
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1	-	-	-	1
林業退職金共済事業等勘定より受入	86	-	-	-	86
支 出	392,730	0	5,368	△4,268	393,831
退職給付金等	385,098	-	-	-	385,098
業務経費	2,770	0	3,607	-	6,378
退職金共済事業関係経費	-	-	3,607	-	3,607
運用費用等	2,770	-	-	-	2,770
業務委託手数料	-	0	-	-	0
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	-	-
雇用促進融資業務経費	-	-	-	-	-
一般管理費	-	-	54	-	54
人件費	-	-	1,707	-	1,707
業務経理へ繰入	4,268	-	-	△4,268	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	-	-
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	578	-	-	-	578
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	1	-	-	-	1
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	15	-	-	-	15

予算（平成29年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	特別給付経理	融資経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
収 入	59,918	748	-	3,226	△2,961	60,932
運営費交付金収入	-	-	-	-	-	-
給付経理より受入	-	-	-	2,961	△2,961	-
国庫補助金収入	1,030	-	-	265	-	1,295
業務収入	58,295	748	-	0	-	59,043
掛金等収入	52,246	653	-	-	-	52,899
運用収入等	6,049	95	-	0	-	6,144
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	-	-	-
雇用促進融資業務収入	-	-	-	-	-	-
業務外収入	9	0	-	-	-	9
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	578	-	-	-	-	578
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	-	-	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	-	-	-	0
林業退職金共済事業等勘定より受入	5	-	-	-	-	5
支 出	67,841	1,852	-	3,226	△2,961	69,958
退職給付金等	63,070	1,602	-	-	-	64,671
業務経費	267	14	-	2,596	-	2,877
退職金共済事業関係経費	-	-	-	2,596	-	2,596
運用費用等	267	14	-	-	-	281
業務委託手数料	-	-	-	-	-	-
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	-	-	-
雇用促進融資業務経費	-	-	-	-	-	-
一般管理費	-	-	-	24	-	24
人件費	-	-	-	607	-	607
業務経理へ繰入	2,725	236	-	-	△2,961	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,774	-	-	-	-	1,774
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	-	-	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	-	-	-	0
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	5	-	-	-	-	5

予算（平成29年度）

[別紙4]

清酒業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	特別給付経理	融資経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
収 入	92	4	-	113	△94	114
運営費交付金収入	-	-	-	-	-	-
給付経理より受入	-	-	-	94	△94	-
国庫補助金収入	2	-	-	19	-	21
業務収入	88	4	-	-	-	92
掛金等収入	68	2	-	-	-	70
運用収入等	20	2	-	-	-	22
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	-	-	-
雇用促進融資業務収入	-	-	-	-	-	-
業務外収入	0	0	-	-	-	0
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	1	-	-	-	-	1
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	-	-	-	0
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	-	-	-
林業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	-	-	-	0
支 出	494	30	-	113	△94	543
退職給付金等	401	27	-	-	-	429
業務経費	0	0	-	51	-	52
退職金共済事業関係経費	-	-	-	51	-	51
運用費用等	0	0	-	-	-	1
業務委託手数料	-	-	-	-	-	-
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	-	-	-
雇用促進融資業務経費	-	-	-	-	-	-
一般管理費	-	-	-	2	-	2
人件費	-	-	-	59	-	59
業務経理へ繰入	91	3	-	-	△94	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1	-	-	-	-	1
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	-	-	-	0
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	-	-	-
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	-	-	-	0

予算（平成29年度）

[別紙5]

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
収 入	1,649	113	△85	1,677
運営費交付金収入	-	-	-	-
給付経理より受入	-	85	△85	-
国庫補助金収入	47	28	-	75
業務収入	1,582	-	-	1,582
掛金等収入	1,524	-	-	1,524
運用収入等	58	-	-	58
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	-
雇用促進融資業務収入	-	-	-	-
業務外収入	0	-	-	0
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	15	-	-	15
建設業退職金共済事業等勘定より受入	5	-	-	5
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	-	0
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	-
支 出	1,719	113	△85	1,747
退職給付金等	1,541	-	-	1,541
業務経費	4	66	-	69
退職金共済事業関係経費	-	66	-	66
運用費用等	4	-	-	4
業務委託手数料	-	-	-	-
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	-
雇用促進融資業務経費	-	-	-	-
一般管理費	-	1	-	1
人件費	-	46	-	46
業務経理へ繰入	85	-	△85	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	86	-	-	86
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	-	-	3
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	-	0
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	-

予算（平成29年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	225,544
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	-
業務収入	225,536
掛金等収入	-
運用収入等	-
勤労者財産形成促進業務収入	225,536
雇用促進融資業務収入	-
業務外収入	8
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-
林業退職金共済事業等勘定より受入	-
支 出	226,228
退職給付金等	-
業務経費	225,864
退職金共済事業関係経費	-
運用費用等	-
業務委託手数料	-
勤労者財産形成促進業務経費	225,864
雇用促進融資業務経費	-
一般管理費	156
人件費	208
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-

予算（平成29年度）

雇用促進融資勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	331
運営費交付金収入	32
国庫補助金収入	65
業務収入	235
掛金等収入	-
運用収入等	-
勤労者財産形成促進業務収入	-
雇用促進融資業務収入	235
業務外収入	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-
林業退職金共済事業等勘定より受入	-
支 出	1,800
退職給付金等	-
業務経費	1,768
退職金共済事業関係経費	-
運用費用等	-
業務委託手数料	-
勤労者財産形成促進業務経費	-
雇用促進融資業務経費	1,768
一般管理費	14
人件費	18
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-

収支計画（平成29年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	給付経理	特別給付経理	融資経理	財形勘定	雇用勘定	勘定共通	セグメント間相殺	計
経常費用	5,703,214	20,557	0	3,223	196	8,831	△7,408	5,728,614
事業費用	456,047	1,648	0	539	65	-	-	458,298
一般管理費	-	-	-	364	32	8,831	-	9,227
業務経理へ繰入	7,169	239	-	-	-	-	△7,408	-
貸倒引当金繰入	-	-	-	-	-	-	-	-
支払備金繰入	92,270	101	-	-	-	-	-	92,371
責任準備金繰入	5,147,713	18,569	-	-	-	-	-	5,166,282
事業外費用	16	0	-	-	-	-	-	16
財務費用	-	-	-	2,320	99	-	-	2,419
								-
経常収益	5,702,340	20,006	0	4,139	195	8,820	△7,408	5,728,092
事業収益	493,221	928	0	4,139	28	0	-	498,315
運営費交付金	-	-	-	-	32	-	-	32
国庫補助金収入	6,960	-	-	-	65	1,412	-	8,437
給付経理より受入	-	-	-	-	-	7,408	△7,408	-
資産見返補助金等戻入	-	-	-	-	-	-	-	-
貸倒引当金戻入	-	-	-	-	71	-	-	71
支払備金戻入	88,604	81	-	-	-	-	-	88,685
責任準備金戻入	5,113,555	18,997	-	-	-	-	-	5,132,552
事業外収益	-	-	-	-	-	0	-	0
純利益（△純損失）	△874	△551	0	916	△1	△11	-	△522
目的積立金取崩額	-	-	-	-	1	-	-	1
総利益（△総損失）	△874	△551	0	916	-	△11	-	△521

収支計画（平成29年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	融資経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
経常費用	4,748,816	0	5,376	△4,268	4,749,924
事業費用	388,835	0	-	-	388,835
一般管理費	-	-	5,376	-	5,376
業務経理へ繰入	4,268	-	-	△4,268	-
貸倒引当金繰入	-	-	-	-	-
支払備金繰入	88,364	-	-	-	88,364
責任準備金繰入	4,267,333	-	-	-	4,267,333
事業外費用	15	-	-	-	15
財務費用	-	-	-	-	-
経常収益	4,755,842	0	5,368	△4,268	4,756,943
事業収益	428,583	0	-	-	428,583
運営費交付金	-	-	-	-	-
国庫補助金収入	5,880	-	1,100	-	6,981
給付経理より受入	-	-	4,268	△4,268	-
資産見返補助金等戻入	-	-	-	-	-
貸倒引当金戻入	-	-	-	-	-
支払備金戻入	85,693	-	-	-	85,693
責任準備金戻入	4,235,686	-	-	-	4,235,686
事業外収益	-	-	0	-	0
純利益（△純損失）	7,027	0	△8	-	7,019
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-
総利益（△総損失）	7,027	0	△8	-	7,019

収支計画（平成29年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	特別給付経理	融資経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
経常費用	935,247	20,432	-	3,229	△2,961	955,947
事業費用	65,166	1,620	-	-	-	66,786
一般管理費	-	-	-	3,229	-	3,229
業務経理へ繰入	2,725	236	-	-	△2,961	-
貸倒引当金繰入	-	-	-	-	-	-
支払備金繰入	3,842	99	-	-	-	3,941
責任準備金繰入	863,513	18,476	-	-	-	881,989
事業外費用	1	0	-	-	-	1
財務費用	-	-	-	-	-	-
経常収益	927,475	19,885	-	3,226	△2,961	947,625
事業収益	62,879	926	-	0	-	63,805
運営費交付金	-	-	-	-	-	-
国庫補助金収入	1,030	-	-	265	-	1,295
給付経理より受入	-	-	-	2,961	△2,961	-
資産見返補助金等戻入	-	-	-	-	-	-
貸倒引当金戻入	-	-	-	-	-	-
支払備金戻入	2,864	80	-	-	-	2,943
責任準備金戻入	860,701	18,879	-	-	-	879,581
事業外収益	-	-	-	-	-	-
純利益（△純損失）	△7,772	△546	-	△3	-	△8,321
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
総利益（△総損失）	△7,772	△546	-	△3	-	△8,321

収支計画（平成 2 9 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	給付経理	特別給付経理	融資経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
経常費用	2,080	126	-	113	△94	2,225
事業費用	405	27	-	-	-	432
一般管理費	-	-	-	113	-	113
業務経理へ繰入	91	3	-	-	△94	-
貸倒引当金繰入	-	-	-	-	-	-
支払備金繰入	8	2	-	-	-	10
責任準備金繰入	1,577	93	-	-	-	1,670
事業外費用	0	0	-	-	-	0
財務費用	-	-	-	-	-	-
経常収益	1,987	121	-	113	△94	2,126
事業収益	95	2	-	-	-	97
運営費交付金	-	-	-	-	-	-
国庫補助金収入	2	-	-	19	-	21
給付経理より受入	-	-	-	94	△94	-
資産見返補助金等戻入	-	-	-	-	-	-
貸倒引当金戻入	-	-	-	-	-	-
支払備金戻入	3	1	-	-	-	4
責任準備金戻入	1,886	117	-	-	-	2,004
事業外収益	-	-	-	-	-	-
純利益（△純損失）	△94	△5	-	△0	-	△99
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
総利益（△総損失）	△94	△5	-	△0	-	△99

収支計画（平成 2 9 年度）

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
経常費用	17,071	113	△85	17,099
事業費用	1,641	-	-	1,641
一般管理費	-	113	-	113
業務経理へ繰入	85	-	△85	-
貸倒引当金繰入	-	-	-	-
支払備金繰入	56	-	-	56
責任準備金繰入	15,291	-	-	15,291
事業外費用	0	-	-	0
財務費用	-	-	-	-
経常収益	17,036	113	△85	17,064
事業収益	1,663	-	-	1,663
運営費交付金	-	-	-	-
国庫補助金収入	47	28	-	75
給付経理より受入	-	85	△85	-
資産見返補助金等戻入	-	-	-	-
貸倒引当金戻入	-	-	-	-
支払備金戻入	45	-	-	45
責任準備金戻入	15,281	-	-	15,281
事業外収益	-	-	-	-
純利益（△純損失）	△35	△0	-	△35
目的積立金取崩額	-	-	-	-
総利益（△総損失）	△35	△0	-	△35

収支計画（平成 2 9 年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
経常費用	3, 223
事業費用	539
一般管理費	364
業務経理へ繰入	-
貸倒引当金繰入	-
支払備金繰入	-
責任準備金繰入	-
事業外費用	-
財務費用	2, 320
経常収益	4, 139
事業収益	4, 139
運営費交付金	-
国庫補助金収入	-
給付経理より受入	-
資産見返補助金等戻入	-
貸倒引当金戻入	-
支払備金戻入	-
責任準備金戻入	-
事業外収益	-
純利益（△純損失）	916
目的積立金取崩額	-
総利益（△総損失）	916

収支計画（平成 2 9 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
経常費用	196
事業費用	65
一般管理費	32
業務経理へ繰入	-
貸倒引当金繰入	-
支払備金繰入	-
責任準備金繰入	-
事業外費用	-
財務費用	99
経常収益	196
事業収益	28
運営費交付金	32
国庫補助金収入	65
給付経理より受入	-
資産見返補助金等戻入	-
貸倒引当金戻入	71
支払備金戻入	-
責任準備金戻入	-
事業外収益	-
純利益（△純損失）	△1
目的積立金取崩額	1
総利益（△総損失）	-

資金計画（平成29年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	給付経理	特別給付経理	融資経理	財形勘定	雇用勘定	勘定共通	セグメント間相殺	計
資金支出	921,816	4,959	365	233,712	2,917	12,176	△7,408	1,168,537
業務活動による支出	463,126	1,883	0	57,807	196	8,820	△7,408	524,424
業務支出	463,126	1,883	0	57,443	164	-	△7,408	515,208
人件費	-	-	-	208	18	2,420	-	2,645
管理諸費	-	-	-	156	14	6,401	-	6,571
投資活動による支出	430,070	1,940	-	-	-	-	-	432,010
財務活動による支出	-	-	-	168,441	1,604	-	-	170,045
業務外支出	-	-	365	-	-	-	-	365
翌年度への繰越金	28,619	1,136	-	7,464	1,117	3,356	-	41,693
資金収入	921,816	4,959	365	233,712	2,917	12,176	△7,408	1,168,537
業務活動による収入	474,922	750	1	64,257	331	8,820	△7,408	541,673
業務収入	467,962	750	1	64,257	235	7,408	△7,408	533,204
運営費交付金による収入	-	-	-	-	32	-	-	32
国庫補助金収入	6,960	-	-	-	65	1,412	-	8,437
その他の収入	-	-	-	-	-	0	-	0
利息の受取額	-	-	-	-	-	-	-	-
投資活動による収入	412,790	2,830	-	-	-	-	-	415,620
財務活動による収入	-	-	-	161,484	-	-	-	161,484
業務外収入	365	-	-	-	-	-	-	365
前年度よりの繰越金	33,739	1,378	364	7,971	2,586	3,356	-	49,395

資金計画（平成29年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	給付経理	融資経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
資金支出	770,971	365	7,238	△4,268	774,307
業務活動による支出	393,076	0	5,368	△4,268	394,176
業務支出	393,076	0	-	△4,268	388,808
人件費	-	-	1,707	-	1,707
管理諸費	-	-	3,661	-	3,661
投資活動による支出	368,070	-	-	-	368,070
財務活動による支出	-	-	-	-	-
業務外支出	-	365	-	-	365
翌年度への繰越金	9,825	-	1,870	-	11,695
資金収入	770,971	365	7,238	△4,268	774,307
業務活動による収入	413,225	1	5,368	△4,268	414,326
業務収入	407,345	1	4,268	△4,268	407,345
運営費交付金による収入	-	-	-	-	-
国庫補助金収入	5,880	-	1,100	-	6,981
その他の収入	-	-	0	-	0
利息の受取額	-	-	-	-	-
投資活動による収入	347,458	-	-	-	347,458
財務活動による収入	-	-	-	-	-
業務外収入	365	-	-	-	365
前年度よりの繰越金	9,924	364	1,870	-	12,158

資金計画（平成29年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	特別給付経理	融資経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
資金支出	146,917	4,866	-	4,521	△2,961	153,343
業務活動による支出	67,837	1,852	-	3,226	△2,961	69,955
業務支出	67,837	1,852	-	-	△2,961	66,729
人件費	-	-	-	607	-	607
管理諸費	-	-	-	2,620	-	2,620
投資活動による支出	61,000	1,900	-	-	-	62,900
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
業務外支出	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	18,080	1,114	-	1,295	-	20,488
資金収入	146,917	4,866	-	4,521	△2,961	153,343
業務活動による収入	59,955	747	-	3,226	△2,961	60,967
業務収入	58,925	747	-	2,961	△2,961	59,672
運営費交付金による収入	-	-	-	-	-	-
国庫補助金収入	1,030	-	-	265	-	1,295
その他の収入	-	-	-	-	-	-
利息の受取額	-	-	-	-	-	-
投資活動による収入	65,031	2,790	-	-	-	67,821
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
業務外収入	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	21,931	1,330	-	1,295	-	24,555

資金計画（平成29年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	特別給付経理	融資経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
資金支出	837	92	-	228	△94	1,063
業務活動による支出	494	30	-	113	△94	543
業務支出	494	30	-	-	△94	431
人件費	-	-	-	59	-	59
管理諸費	-	-	-	53	-	53
投資活動による支出	200	40	-	-	-	240
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
業務外支出	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	143	22	-	115	-	280
資金収入	837	92	-	228	△94	1,063
業務活動による収入	92	4	-	113	△94	114
業務収入	89	4	-	94	△94	93
運営費交付金による収入	-	-	-	-	-	-
国庫補助金収入	2	-	-	19	-	21
その他の収入	-	-	-	-	-	-
利息の受取額	-	-	-	-	-	-
投資活動による収入	201	40	-	-	-	242
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
業務外収入	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	544	48	-	115	-	708

資金計画（平成29年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
資金支出	3,090	189	△85	3,194
業務活動による支出	1,719	113	△85	1,747
業務支出	1,719	-	△85	1,634
人件費	-	46	-	46
管理諸費	-	67	-	67
投資活動による支出	800	-	-	800
財務活動による支出	-	-	-	-
業務外支出	-	-	-	-
翌年度への繰越金	572	76	-	648
資金収入	3,090	189	△85	3,194
業務活動による収入	1,650	113	△85	1,678
業務収入	1,602	85	△85	1,602
運営費交付金による収入	-	-	-	-
国庫補助金収入	47	28	-	75
その他の収入	-	-	-	-
利息の受取額	-	-	-	-
投資活動による収入	100	-	-	100
財務活動による収入	-	-	-	-
業務外収入	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	1,341	76	-	1,417

資金計画（平成29年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	233,712
業務活動による支出	57,807
業務支出	57,443
人件費	208
管理諸費	156
投資活動による支出	-
財務活動による支出	168,441
業務外支出	
次年度への繰越金	7,464
資金収入	233,712
業務活動による収入	64,257
業務収入	64,257
運営費交付金による収入	-
国庫補助金による収入	-
その他の収入	-
利息の受取額	-
投資活動による収入	-
財務活動による収入	161,484
業務外収入	-
前年度よりの繰越金	7,971

資金計画（平成 2 9 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	2,917
業務活動による支出	196
業務支出	164
人件費	18
管理諸費	14
投資活動による支出	-
財務活動による支出	1,604
業務外支出	-
次年度への繰越金	1,117
資金収入	2,917
業務活動による収入	331
業務収入	235
運営費交付金による収入	32
国庫補助金による収入	65
その他の収入	-
利息の受取額	-
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
業務外収入	-
前年度よりの繰越金	2,586